

## 【事案3の概要】

### 教員の懲戒処分について

神戸大学は、教員（男性、50代）に対し、令和6年12月23日付けで、停職14日間の懲戒処分を行いました。

当該職員は、女子学生へのセクシュアル・ハラスメントと認められる行為があったため、本学の就業規則に規定する、ハラスメントと認められる行為があった場合に該当することから、懲戒処分としたものです。

※被害者への配慮が必要とされる事案であるため、詳細の公表は差し控えさせていただきます。